

審 査 基 準

平成22年4月1日作成

法 令 名：自動車保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第13条第4項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車 が 運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： 自動車保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（保管場所標章）、第13条第3項（適用除外等） 自動車保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：保管場所の位置を管轄する警察署の交通課又は交通第二課
問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部交通部交通規制課規制係（電話026-233-0110）
備 考：